

私立幼稚園の入園前にお手続きください

# 幼児教育・保育の無償化には認定手続きが必要です。

私立幼稚園の園児が無償化の対象となるためには、園児全員の認定手続きが必要です。

郡山市住民の方（原発特例法による避難住民含む）は、「新1号」又は「新2号・新3号」のどちらかの認定区分で申請できるのかを確認し、郡山市へ申請書を提出してください。

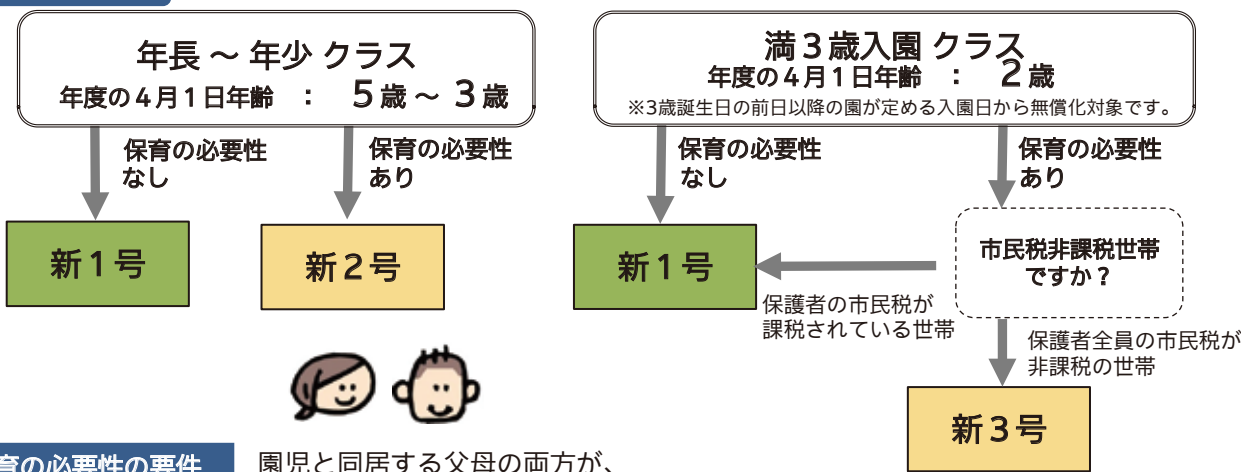


## 1 認定区分

認定区分	新1号	新2号・新3号
無償化の対象経費	月額保育料 及び 入園料	月額保育料 及び 入園料 + 預かり保育料
該当園児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の必要性のない世帯の満3歳以上の園児（通常、13時30分前後に終了する幼稚園時間を利用する園児）</li> <li>・ 保育の必要性のある市民税課税世帯の満3歳入園児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の必要性のある世帯の3歳以上（年少クラス以上）の園児</li> <li>・ 保育の必要性のある市民税非課税世帯の満3歳入園児</li> </ul>
申請書	施設等利用給付認定申請書（新1号用）	施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）

- ◆ 月上限額：月額保育料及び入園料月額 月25,700円  
 預かり保育料 1日450円×利用日数（上限 新2号11,300円 新3号16,300円）
- 無償化の対象経費が月上限額を超える場合の差額は保護者負担です。
- 給食費や教材費、行事代、アルバム代、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担です。

### フローチャート



### 保育の必要性の要件

園児と同居する父母の両方が、次のいずれかの理由に該当していることが「保育の必要性の認定」要件です。

保育を必要とする理由	要件	認定期間（有効期間）
就労（会社勤務、育休、自営業等）	月52時間以上の就労をする保護者（パートやアルバイト等も可） ※新規入園児の保護者が育休中の場合は、翌月15日までに復帰する月から新2号・新3号の申請が可能です。	就労の期間 ※雇用期間の定めがある場合は、その翌月まで ※育休の場合は、原則として出生した子が1歳になる月末まで
妊娠・出産	妊娠・出産する母	出産予定日の8週前の月初日から 出産後8週後の月末まで
求職活動	求職活動を行う保護者	3か月間（認定期間終了前に就労への変更手続きがあれば、就労の認定へ変更可）
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護を要する保護者（別居者の介護・看護は対象外）	介護・看護を要する期間
保護者の疾病・障がい	疾病・障がいの保護者	病状等により保育を必要とする期間
就学	学校教育法に規定する学校又は職業訓練に就学する保護者	卒業（修了）予定日の属する月の末日までの期間

## 2

# 申請に必要な書類

**新1号の場合**

施設等利用給付認定申請書  
(新1号用) みどり色の用紙

### 添付書類

- 保護者の本人確認書類の写し (運転免許証のコピーなど)
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し (通知カードのコピーなど)  
※本人確認書類、マイナンバー書類は、申請書保護者欄の保護者分が必要です。
- ひとり親世帯の場合 **戸籍謄本** (児童が記載されたもの)  
◎保護者の居住市町村が不明な場合など、追加で提出書類を求める場合があります。

### 記入例

#### 施設等利用給付認定申請書(新1号用)

次のとおり申請します。なお、市長が施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 令和〇年〇月〇日

施設名	さくら幼稚園	施設所在市町村	郡山市
フリガナ	コオヤマ ガク	施設利用開始日	平成6年4月1日
申請児童氏名	郡山 がくと	児童の個人番号(マイナンバー)	*****
保護者氏名	郡山 桃子	児童の生年月日	平成30年7月20日
住所	963 8601 郡山市朝日一丁目23-7 ニュココアパート3号	申請児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
1月1日現在の住所	仙台市太白区〇〇〇1-1-1	電話番号	〇〇〇(△△△)〇〇〇〇

※施設利用開始日が  
①本年1月～8月の場合は前年1月1日現在の住所、②本年9月～12月の場合は本年1月1日現在の住所

- ・太枠内をペンで記入してください。
- ・鉛筆、こすると消えるペンは使用できません。
- ・訂正は二重線で抹消してください。

自署以外の場合は、押印してください。  
(ゴム印、スタンプ印は使用不可)

避難などにより、住民票と居住地の住所が異なる場合は、両方の住所を記入してください。

住所 (住民票) 富岡町〇〇〇～  
(居住地) 郡山市△△△～

父又は母が申請園児と別居の場合は、別居している父又は母の住所を記入してください。

1月1日現在の住所が市外の場合は、居住していた市町村の住所を記入してください。

園児本人を除き、園児の父母と園児と同居している世帯員全員を記入してください。  
住民票で別世帯であっても、同じ家屋で生活している場合は同居扱いです。

マイナンバーが不明の場合は、その理由を記入してください。ただし、父母のマイナンバーが未記入の場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

#### 世帯の状況 ※申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入ください

フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童との同居
コオヤマ 郡山 一	父	平成元 4 18	*****	〇〇銀行	同居
コオヤマ 郡山 桃子	母	平成3 12 10	*****	△△△病院	同居
コオヤマ 郡山 凜	妹	平成2 6 16	*****	××保育園	同居
コオヤマ 郡山 秀郎	祖父	令和3 8 9 30	通知カードを紛失し、不明	□□会社	同居
コオヤマ 郡山 梅子	祖母	平成3 9 10 10	*****	無職	同居

## 3

# 提出方法

(ア)～(ウ)のいずれかの方法で、提出してください。

(ア) 幼稚園経由で提出する場合

必要書類を三つ折にして、封筒の窓から園児氏名が見えるようにし、配布された「施設提出用封筒」に密封して幼稚園へご提出ください。

(イ) 保育課へ郵送する場合

各自で用意した封筒に入れ、切手を貼って保育課宛てに送付してください。

(ウ) 保育課に来課する場合

市役所西庁舎3階の保育課へ必要書類を持参してください。

## 新2号・新3号の場合

施設等利用給付認定申請書  
(新2号・新3号用)

オレンジ色の用紙

保育の必要性を  
証明する書類一覧

### 添付書類

- 保護者の本人確認書類の写し (運転免許証のコピーなど)
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し (通知カードのコピーなど)  
※本人確認書類、マイナンバー書類は、申請書保護者欄の保護者分が必要です。
- 保育の必要性を証明する書類：同居する父母両方のもの  
※下記保育の必要性を証明する書類一覧を参照の上、ご用意ください。
- ひとり親世帯の場合 **戸籍謄本** (児童が記載されたもの)  
◎保護者の居住市町村が不明な場合や就労状況が不明な場合など、追加で提出書類を求める場合があります。

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 (会社勤務、育休、自営業等)	就労証明書〔指定様式〕 ※自営業の場合、確定申告の写しを併せて提出。開業したばかり等の場合は、開業届の写しまたは営業許可証の写しで代用可。	勤務先で発行を依頼し、4か月以内に証明されたものを提出してください。※
妊娠・出産	出産児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日の部分の写し
求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	求職活動を行う保護者がご自分で記入してください
同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける同居者の診断書(原本)又は障害者手帳等の写し	別居親族の介護・看護は対象外
保護者の疾病・障がい	診断書(原本)又は障害者手帳等の写し	診断書は保育ができない又は困難であることが記載されているもの
就学 (職業訓練含む)	在学証明書又は学生証の写し+時間割 (職業訓練の場合は受講決定通知+時間割)	時間割はカリキュラムやスケジュール等がわかるもの

※保育の必要性を証明する書類は、認定開始日の4か月以内に証明されたものを提出してください。  
(令和6年4月入園の場合は、令和5年10月以降に証明されたものを提出してください。)  
※就労証明書や就労予定申立書の様式は、市ウェブサイトからダウンロードすることが可能です。

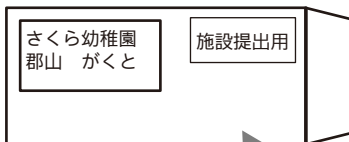
施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号用)

申請年月日 令和 年 月 日

施設名 <b>こども幼稚園</b>	施設所在市町村 <b>郡山市</b>
プロダネ <b>コロヤマ オンズ</b>	施設利用開始日 平成 <b>6</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日
申請児童氏名 <b>郡山 音符</b>	児童の個人番号 (マイナンバー) 児童の生年月日 平成 <b>3</b> 年 <b>5</b> 月 <b>13</b> 日
保護者氏名 <b>郡山 一</b>	申請児童との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
〒963-7501 <b>朝日三丁目11-7 ニュニコアパート3号</b>	電話番号 父 ( ) 母 ( )
<input type="checkbox"/> 児童と父又は母の住所が異なる場合 <input checked="" type="checkbox"/> 父・母 同上 <input type="checkbox"/> 別住所 (郡山市以外の場合は1月1日現在の住所を記入)	市民税非課税世帯に該当 (1年中全額が非課税となる場合、□にチェックを入れてください)
1月1日現在の住所 施設等利用開始日が 平成31年1月1日以上の場合は前年1月1日現在の住所、平成30年1月1日以上の場合は前年1月1日現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 児童の保護者及び設計の 主筆者(同居する親父等) の市民税が非課税

住所や世帯員などの記入方法は、左ページの新1号  
(施設等利用給付認定申請書(新1号用))の記入例  
を参照してください。

3歳未満の市民税非課税世帯(施設等利用給付認定  
新3号)で申請する場合には、非課税世帯に該当して  
いることを確認し、□にチェックを入れてください。



- ・施設提出用封筒で園に提出する場合は、封筒の窓あき箇所から施設名、園児氏名が見えるように入れてください。
- ・直接郵送提出の場合は、ご自身で用意した封筒で提出してください。

無償化の申請書 ①施設等利用給付認定 申請書(新1号用) 又は ②施設等利用給付認定 申請書 (新2号・新3号用)	②の場合 保育の必要性を証明 する書類 ・就労証明書など	写しの貼付台紙 通知カードなど 運転免許証など	該当者のみ 戸籍謄本
-----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	---------------



## 4 提出期限

### ! 入園前に申請書類の提出が必要です。

申請書類を提出せずに認定を受けない場合は、無償化の対象とはなりません。  
ご注意ください。

対象園児	提出期限
令和6年4月新規入園児	<u>令和5年12月22日(金)</u> ※令和6年1月以降に入園が決まった場合は <u>令和6年3月6日(水)</u> までにご提出ください。
年度途中入園児	入園日の前日

## 5 Q & A

### Q1 無償化の対象額はどのように算定されますか？

- A ①入園料は、今年度入園料の保護者負担額を月割して、各月の無償化対象額を算定します。
- ②保育料は、給食費などを除く額が無償化対象額です。  
給食費や行事代、アルバム代、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担です。  
※①と②の合計額が月上限25,700円を超えた場合の差額は、保護者負担です。
- ③預かり保育料は、以下(ア)(イ)のどちらか低い額です。  
(ア) 利用日数×450円の額(月上限 新2号11,300円 新3号16,300円)  
(イ) 各園で定める月の預かり保育料金  
※(イ)が(ア)を超える場合の差額は、保護者負担です。

### Q2 無償化はどのように行われますか？

- A 次のどちらかの方法で実施します。郡山市内の私立幼稚園は施設で代理受領を行います。  
市外の施設の場合は保育課へお問合せください。

実施方法	内容
施設で代理受領	保護者が保育料を施設に納付する代わりに、無償化対象額を施設が市に請求して、代理で受領する方法です。ただし、月上限額を超える差額分は保護者負担のため、施設へ納付してください。
保護者が後日請求	施設へ保育料を納入し、市に対して「無償化分の給付費の請求」を行う償還払いの方法です。市から該当保護者あてへ請求書類を送付します。

### Q3 無償化の認定は、いつまで有効ですか？

- A 市で決定した認定期間まで有効です。「新1号」は、幼稚園に継続在園する限りは小学校就学前までの期間で認定します。「新2号・新3号」は、保育の必要性に応じて市で認定期間を決定します。

### Q4 市民税非課税世帯とはどのような世帯ですか？

- A 園児の父母の市民税が非課税の世帯です。なお、父母の収入状況により園児と同居する祖父母などの市民税も合算して判定する場合があります。

問合せ先 郡山市保育課 TEL 024-924-3541  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
(郡山市役所 西庁舎3階)

紙ヘリサイクル可



市ウェブサイト  
QRコード



環境にやさしい植物油インキを  
使用しています。